

(公印・契印省略)

統計委第10号  
令和5年8月21日

総務大臣  
松本剛明 殿

統計委員会委員長  
椿 広計

諮詢第174号の答申  
農林業センサスの変更について

## 《目次》

<b>1 本調査計画の変更</b>	
(1) 承認の適否	2
(2) 理由等	
ア 農林業経営体調査票による調査に係る変更	
(ア) 調査票様式の再構成	2
(イ) 報告を求める事項(調査事項)の変更	2
(ウ) 調査方法の変更	5
(エ) 集計事項の変更	5
イ 農山村地域調査票(農業集落用)による調査に係る変更	
(ア) 報告者の候補者名簿の作成方法及び報告者の選定方法の変更	6
(イ) 前記(ア)の変更に伴う変更等	7
ウ その他の変更	
(ア) 農山村地域調査票(市区町村用)の調査方法の見直し	9
(イ) 調査結果の公表方法の変更(各調査票共通)	10
<b>2 前回答申(平成30年8月28日付け統計委第9号)における「今後の課題」への対応状況</b>	
(1) 経営体調査の客体候補名簿の情報の有効活用、調査計画上の位置付けの検討	10
(2) 経営体調査における個人経営体用と団体経営体用の調査票様式の分割	10
(3) 経済センサス・活動調査との役割分担の整理	11
<b>3 今後の手続についての整理</b>	11
<b>4 今後の課題</b>	
(1) 外国人の従事状況の把握(経営体調査)	12
(2) 個人経営体の世帯構成の把握(経営体調査)	12
(3) 調査実績の詳細な把握及び的確かつ効率的な情報収集の方法の検討(農業集落調査)	12
<b>別紙1 農林業経営体調査票における調査事項の変更(農林業の労働力に関する事項)</b>	13
<b>別紙2 農林業経営体調査票の申請案に対する統計委員会修正意見(農林業の労働力に関する事項)</b>	15
<b>別紙3 農林業経営体調査票における調査事項の変更(農林業の労働力に関する事項以外)</b>	18
<b>別紙4 農林業経営体調査票の申請案に対する統計委員会修正意見(農林業の労働力に関する事項以外)</b>	19

本委員会は、諮問第174号による農林業センサスの変更（令和6年度以降に実施する調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

## 記

### 1 本調査計画の変更

#### (1) 承認の適否

令和5年5月22日付け5統計第198号により農林水産大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「農林業センサス」（基幹統計調査）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「（2）理由等」で指摘した事項については、計画の修正等が必要である。

#### (2) 理由等

##### ア 農林業経営体調査票による調査に係る変更

###### (ア) 調査票様式の再構成

a 農林業経営体調査票による調査（以下「経営体調査」という。）においては、前回調査の際、農林業に従事する労働力に関する設問の拡大等に伴う調査票のページ数増加を抑制するため、農業と林業の同一項目（労働力、生産物の販売など）については、林業独自の回答欄を設けず、林業経営体が回答する際に、農業項目として設けられた設問を、林業に読み替えて記入すること（以下「読み替え方式」という。）を求めていた。

しかし、本申請では、読み替え方式を取りやめ、農業項目と林業項目の記入箇所をそれぞれ区分した上で、調査票の様式を再構成する計画である。

b これについては、前回調査の結果、

- i) 読替え方式により、報告者負担が増加したという意見が多かったこと
- ii) 報告誤りや記入漏れ等が多数発生し、市区町村における審査事務の負担が大幅に増加したこと

など、読み替え方式の導入時に想定していた効果よりも支障の方が大きかったとの判断によるものであり、記入しやすい調査票とすることで報告者負担及び事務負担の双方を軽減し、円滑な統計調査の実施を確保しようとするものであることから、適当である。

###### (イ) 報告を求める事項（調査事項）の変更

###### ① 農林業の労働力に関する事項

- a 前回調査では、農林業の労働力に関して、農作業、農業生産関連事業（農産物の加工、観光農園、農家レストランなど）及び林業作業それぞれに係る詳細な構造分析を可能とするため、個人別に属性情報（性別、続柄、出生年月、従事状況等）を把握する対象者の範囲を拡大した（図表1を参照。なお、個人経営の農業経営体については、従前から作業従事の有無にかかわらず、15歳以上の世帯員全員について把握していた。）。

図表1 個人別属性情報の把握対象者の範囲（前々回調査・前回調査・変更案）

区分	前々回調査 (2015年調査)	前回調査 (2020年調査)	変更案 (2025年調査)
農作業	経営内部 ※家族経営体 <sup>(注1・2)</sup> のみ	経営内部、常雇い ※個人経営体 <sup>(注2)</sup> 、 団体経営体	経営内部 ※個人経営体 <sup>(注3)</sup> 、 団体経営体
農業生産関連事業	—	経営内部	—
林業作業	—	経営内部、常雇い	—

(注1)「家族経営体」は、現在の「個人経営体」に相当

(注2) 作業従事の有無にかかわらず、15歳以上の世帯員全員について把握

(注3) 作業に従事した15歳以上の世帯員のみ把握

b しかし、本申請では、個人別属性情報の把握対象者の範囲を農作業の経営内部における農作業従事者に限定する一方で、農業生産関連事業及び林業作業については、合計人数の把握を基本とする調査事項の整理・簡素化を行う計画である。

また、この変更に併せて、以下の変更を計画している（詳細な変更内容は、別紙1参照）。

- i ) 個人経営体において把握していた世帯員の個人別属性情報の把握対象者の範囲縮小（15歳以上の世帯員全員から、農作業に従事した15歳以上の世帯員のみに変更）に代わる対応として、男女別世帯員数（農作業に従事しなかった者を含む。）を年齢階級別に詳細化
- ii ) 経営内部の労働力の一部として把握していた「経営主」に関する事項について、「経営主」という区分に集約し、事業継続年数や後継者に関する事項を追加
- iii) 個人経営体における個人別属性情報のうち、世帯主との継承を削除

c これらの変更のうち、前回調査で拡大した個人別属性情報の把握対象者の範囲を、農作業の経営内部に限定することについては、

- i ) 前回調査において、多くの常雇いがいる経営体を中心に報告者負担が大きく増加し、円滑な調査実施に支障が生じたこと
- ii ) 記入漏れなどが多数発生したことで市区町村における審査事務の負担が大幅に増加した一方で、想定していたような利活用も乏しかったことから、適当である。

d また、これ以外の変更についても、利活用上の必要性や報告者負担及び事務負担の観点から、一定の合理性を認めるが、以下のとおり指摘するとともに、図表2に掲げる調査事項について、別紙2のとおり修正する必要があることを指摘する。

- i ) 本申請では、調査票の「農業の労働力」の部分において、前回調査時の「農業（管理労働を含む。）」という用語を「農作業（管理労働を含む。）」に変更することとされているが、農地での労働を想起させる「農作業」の概念にデスクワーク等の「管理労働」を含めることに関し、審議において定義が正確に伝わらないのではないかという強い懸念が示された。この概念は調査票全体を通じて共通するものであり、正確な統計を作成する観点から、その定義が報告者に誤解なく伝わるよう十分な配慮が必要である。については、調査の実施過程において、報告者はもとより、調査実

務に当たる調査員等の関係者も誤解や混乱なく対応できるよう、調査関係書類の適切な箇所に必要な説明を加えるなど、明確で分かりやすい対応が必要であることを指摘する。

ii) 個人経営体における世帯経営の実態等を把握・分析する上で、農作業に従事する世帯員に係る続柄を把握することは、引き続き重要であることから、調査票案4ページの「2 経営内部の労働力の詳細」の項目として、継続して把握する必要があることを指摘する。

iii) 今回の変更により把握を取りやめることとされている、農作業に従事しない者の個人別属性情報について、審議においては、継続して把握することの必要性が指摘されたが、農林水産省からは、報告者負担や事務負担の観点から継続は困難との説明があった。他方、本申請では、世帯員全員に係る男女別・年齢階級別の表が追加されており、農作業に従事しない者の情報についても最小限の情報把握が継続される。

これらを勘案して、農作業に従事しない者を含む世帯全体の構成について、把握の必要性、報告者負担、事務負担、調査票全体の設計などの観点を含め、次回調査の企画時において改めて検討することを前提に、変更案を了承する。

図表2 申請案のうち修正が必要な調査事項（労働力に関する調査事項）

項目番号	ページ	調査事項
【1】2	2	世帯の状況（個人経営体）
【2】2	3	経営開始等の経緯、経営年数
【2】4	3	過去1年間の経営主の主な状況
【2】5	3	後継者の確保状況
【3】1	4	農作業に従事した人数
【3】4	6	常雇いの詳細（農作業）
【12】1	16	林業作業に従事した人数
【12】3	16	常雇いの詳細（林業作業）

(注) 項番欄及びページ欄は、本申請に係る調査票案の該当部分及び該当ページを記載している。

## ② ①以外の調査事項

本申請では、①に記載した労働力に関する調査事項のほか、別紙3のとおり、調査事項を変更する計画である。

これらのうち、

i) 追加については、各種計画等の進捗・評価の指標等として必要とされているとともに、報告者負担が著しく増加するものとは認められないこと

ii) 削除については、利活用の状況から調査票全体の優先順位を検討した結果であるとともに、報告者負担の軽減にも資すること

から、おおむね適當である。

ただし、図表3に掲げる調査事項については、別紙4のとおり修正する必要があるこ

とを指摘する。

図表3 申請案のうち修正が必要な調査事項（労働力に関する調査事項以外）

項目番号	ページ	調査事項
【6】1	10	過去1年間の農産物の販売金額（売上高）
【6】4	10	過去1年間に生産した農産物の輸出の状況
【8】2	12	過去1年間に生産した農産物加工品等の輸出の状況
【9】2 (1)	13	有機農業の取組状況
【9】3	14	農業経営を行うためのデータ活用
【14】1	17	過去1年間の林業作業の受託による料金収入

(注) 項番欄及びページ欄は、本申請に係る調査票案の該当部分及び該当ページを記載している。

#### (ウ) 調査方法の変更

- a 本申請では、報告者が記入済調査票を提出する際の方法に郵送を追加する計画である。これについては、  
i ) 円滑かつ効率的な調査票の回収を確保するとともに、調査員の負担軽減に資すること  
ii ) 郵送提出の増加に伴い、市区町村における審査事務の増加が想定されるが、前記(ア)記載の調査票様式の見直しが予定されているとともに、農林水産省が、市区町村において効率的に審査できるようするため、審査集計システムの提供の準備を進めていることから、適当である。

b また、本申請では、オンラインで回答する際に利用するシステムを、政府統計共同利用システムのe-Surveyから農林水産省の独自システムである「農林水産省共通申請サービス」(以下「eMAFF」という。)<sup>(注)</sup>に変更する計画である。

これについては、オンライン回答が伸び悩む中、農林水産関連の行政手続に係る包括的な申請・届出システムであるeMAFFを用いることによる相乗効果もあいまって、農林業センサスのオンライン化を促進しようとする試みであることから、適当である。

(注) eMAFFとは、農林水産省が所管する法令に基づく各種申請・届出・報告に関する一括システムであり、農林水産省への手続だけでなく、農林水産省が所管する法令に基づく地方公共団体への手続などについても包括的にカバーするものである。

#### (エ) 集計事項の変更

- a 本申請では、調査事項の変更に伴う集計事項の見直しを行うほか、利活用の低い集計を整理等することを計画しており、適当である。
- b また、本申請では、個人経営体の集計区分のうち、主副業別区分（「主業経営体」「準主業経営体」「副業的経営体」の3区分）について、「農業所得主経営体」及び「農外所得主経営体」に変更する計画である。

現行の主副業別区分は、**図表4《現行》**に記載のとおり、「経営体の所得全体に占める農業所得の比率」及び「自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員の有無」の二つの指標によって区分している。このため、農業従事者が65歳以上になると、農業所得の多寡にかかわらず、自動的に副業的経営体として区分されてしまう状況にある。このことが、令和3年度に「農業経営統計調査」(農林水産省が実施する基幹統計調査)の変更に係る本委員会の審議過程で論点となり、その答申が採択された際に、産業統計部会長から「適切な区分を検討すべき」旨の指摘が示された経緯がある。

本申請は、このときの指摘を踏まえ、**図表4《変更案》**に記載のとおり、年齢を区分の指標としては用いず、「経営体の所得全体に占める農業所得の比率」のみにより区分する計画であり、区分の名称も、それに対応して「農業所得主経営体」及び「農外所得主経営体」とされることから、適当である。

なお、今回の変更に伴い、「自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員の有無」については、「農業所得主経営体」及び「農外所得主経営体」双方の内訳区分として設けられる予定であり、この取扱いについても、適当である。

**図表4 主副業別区分の変更イメージ**

《現行》

区分指標		自営農業に60日以上従事している 65歳未満の世帯員の有無	
		いる	いない
経営体の所得全体に占める 農業所得の比率	50%以上	主業経営体	副業的経営体
	50%未満	準主業経営体	



《変更案》

区分指標		
経営体の所得全体に占める 農業所得の比率	50%以上	農業所得主経営体
	50%未満	農外所得主経営体

#### イ 農山村地域調査票（農業集落用）による調査に係る変更

##### （ア）報告者の候補者名簿の作成方法及び報告者の選定方法の変更

a 農山村地域調査票（農業集落用）による調査（以下「農業集落調査」という。）では、前回調査まで、報告者となる「農業集落精通者」（地域活動の状況に精通していると考えられる者。主として自治会長等を想定）について、農林水産省の地方農政局等<sup>(注)</sup>が市区町村から連絡先情報の提供を受けて報告者の候補者名簿を作成し、それに沿って、報告を求めていた。

しかし、前回調査においては、調査対象となった全国約14万集落のうち、i) 約5万集落については、市区町村から農業集落精通者の情報が得られなかつたほか、ii) 当該情報が得られた約9万集落についても、うち約1万5千集落は、報告者が非農家等のため、回答が得られなかつた。そのため、約6万5千集落については、地方農政局等の職員を動員して、農業関係団体等から農業集落精通者の情報を入手して報告を求めたほか、

集落を直接訪問する等して、実地に情報収集することで、辛うじて調査を実施した状況であり、地方農政局等の職員の大幅な減少により、前回までと同じ様による調査の継続が極めて困難になっている中、農業集落調査を継続するためには、候補者名簿の作成方法や選定方法について、抜本的に見直しが必要となっていた。

(注)「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局農林水産センターをいう。

- b このような状況を踏まえ、本申請では、農業集落調査を、事実上、経営体調査の後続調査として位置づけ、最新の経営体調査の客体候補一覧表（2025年調査の実績等）の情報から、農業集落ごとに、以下の優先順位で、報告者の候補名簿を作成し、それに沿って、報告を求める計画である。

#### 【候補者の優先順位】

第1候補	自治会長・行政区長等 <sup>(注1)</sup> (注1)複数の該当者が存在する場合には、経営耕地面積が最も大きい者を選定する。
第2候補	「地域内の農業を担う者」 <sup>(注2)</sup> (注2)農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に基づき策定・公表される地域計画（いわゆる「人・農地プラン」）において、地域内の農業を担う者とされる者
第3候補	第2候補に該当しない認定農業者・認定新規就農者
第4候補	農林業経営体（第3候補までに該当する者を除く。）
第5候補	自給的農家、土地持ち非農家 <sup>(注3)</sup> 、その他の世帯 <sup>(注4)</sup> (注3)農家以外で耕地等を5アール以上所有する世帯 (注4)農家以外で耕地等を5アール未満所有する世帯

※ 第2候補から第5候補について、それぞれの区分に複数の該当者が存在する場合には、経営耕地面積（経営耕地面積がない場合は所有している耕地面積）の大きい者から順に選定する。

- c これについては、

- i) 経営体調査の結果から得られる最新の情報を基礎にして候補者名簿を作成しようとするものであり、その整備に大きな支障が生じない見込みであるとともに、何らかの形で農業に関与している者の中から報告者を選定することで、これまでよりも、適切な報告者の選定が見込まれること
- ii) 候補者を選定する際の優先順位を明確にすることで、調査の実施過程において想定される代替報告者の選定の際にも、円滑かつ統一的な選定が可能になると考えられるとともに、今回予定されている民間委託においても効果的と考えられることから、一定の合理性があると考えられる。

ただし、今回予定されている変更は、前例のない大規模なものであり、次回調査に向けて、より的確で効率的な方法を検討するためには、調査の実施過程における詳細な実績を把握する必要があることを指摘する（後記「4 今後の課題」（3）参照）。

#### （イ）前記（ア）の変更に伴う変更等

本申請では、報告者の候補者名簿の作成方法及び報告者の選定方法の変更等に伴い、図表5のとおり、調査対象地域等についても、変更する計画である。

図表5 農業集落調査の調査対象地域等の変更

	前回調査 (2020年調査)	変更案 (2025年調査)
調査対象地域	全国の農業集落 《除外地域》 ○全城が市街化区域とされている農業集落	全国の農業集落 《除外地域》 ①全城が市街化区域とされている農業集落 ②経営体調査の客体候補一覧表に登載された者がいない農業集落
調査系統	民間事業者	地方農政局等
調査方法	郵送・オンライン	調査員・職員  郵送・オンライン (必要に応じ、民間事業者の調査員が対応)
調査実施期間	令和元年12月1日～2年2月28日 <sup>(注)</sup> ※経営体調査と同時に実施  (注) 未回収の調査票については、地方農政局等経由の調査員調査により回収(令和2年4月1日～6月30日)	令和7年10月1日～12月31日 ※経営体調査(令和6年12月～7年2月)の実施後に行う客体候補一覧表の更新(令和7年5月まで)を経て、報告者選定・調査実施
公表	概要・詳細の二段階公表	詳細公表のみ

各変更事項については、以下の①～③に記載のとおりであるが、前記（ア）と同様、いずれの項目についても、次回調査に向けて、調査の実施過程における詳細な実績を把握する必要があることを指摘する（後記「4 今後の課題」参照）。

## ① 調査対象地域

本申請により、農業集落調査の候補者名簿の作成方法が前記（ア）bに記載の手順に変更されることから、農業に関与する者が居住していない集落については、農業集落調査の候補者が存在しないことになる。

このため、本申請では、経営体調査の客体候補一覧表に登載された者がいない集落を対象地域から除外する計画である。<sup>(注)</sup>

これについては、

- i ) 経営体調査の結果等を基礎情報として候補者名簿が整備されることからやむを得ない一方で、前回調査で対象となった集落の大部分（98%程度と見込まれる。）に対しては調査が継続されること
- ii ) 今回対象から外れる集落についても、再び農業に関与する者が居住するようになれば、次回調査の際には、調査対象に復帰する取扱いであることから、一定の合理性があると考えられる。

（注）集落全域が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する「市街化区域」とされている農業集落については、従前から、農業集落調査の対象になっていない。

## ② 調査系統、調査方法

前回調査では、民間事業者による郵送・オンライン調査と、地方農政局等による調査員調査・職員調査との併用により行われていたが、本申請では、調査事務を全面的に民間委託し、原則的に郵送・オンライン調査で行うとともに、回答が得られない場合などについては、必要に応じて、民間事業者の調査員が対応する計画である。

これについては、

- i ) 地方農政局等の職員の大幅な減少により、従前の調査系統の維持が困難である中、

調査を継続するための対応であること

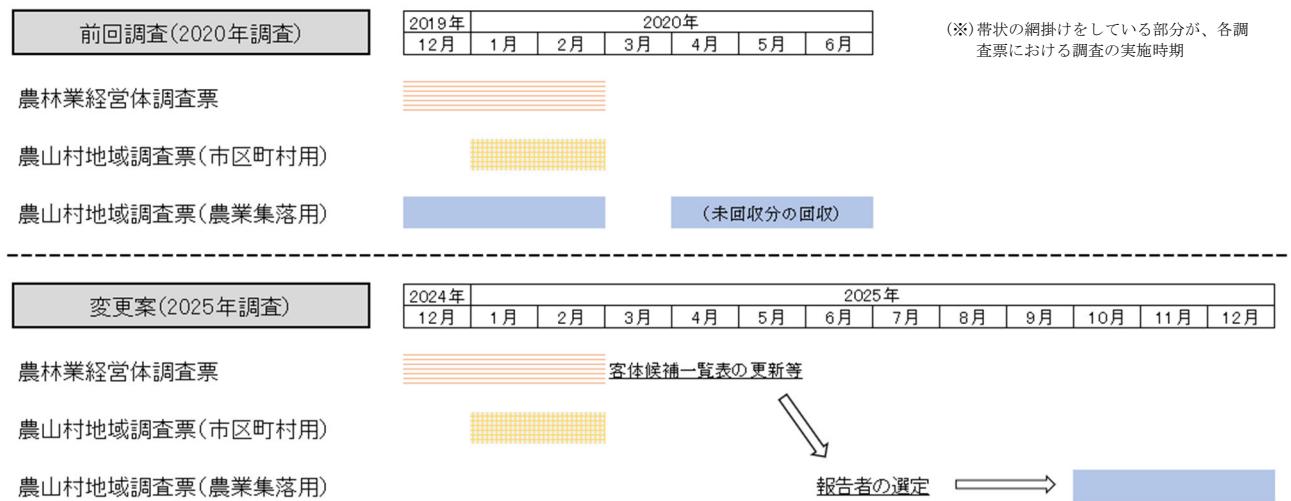
- ii) 前回調査において、既に84%の回答が民間事業者経由の郵送・オンライン調査で回収できているとともに、本申請では、必要に応じて調査員による対応も予定されていること
- iii) 経営体調査の後続調査として行われることから、経営体調査を実施する段階で、農業集落調査の事前周知も可能であることから、一定の合理性があると考えられる。

### ③ 調査の実施時期、調査結果の公表

農業集落調査は、前回調査まで、農林業センサスの他の調査票とともに、おおむね同時期（前回調査では、基本的に令和元年12月から2年2月）に調査が行われ、調査結果の公表については、「概要」及び「詳細」の二段階で行われていた。

本申請では、農業集落調査の候補者名簿の作成方法が前記（ア）bに記載の手順に変更されることから、農業集落調査の開始時期を約10か月繰り下げ（図表6参照）、これに伴い、調査結果の公表について、「概要」及び「詳細」の二段階で行うことを取りやめ、一本化して行う計画である。

図表6 農林業センサスの各調査票の実施時期の比較（前回調査・変更案）



このうち、調査の実施時期の変更については、農業集落調査の候補者名簿を整備するために、経営体調査の実施後に一定の期間が必要であることから、適当である。

また、公表時期の繰下げによる二段階公表の一本化については、従前の詳細公表（前回調査においては令和3年6月）と同じタイミング（令和8年6月を予定）の公表が維持される見込みであることから、適当である。

## ウ その他の変更

### (ア) 農山村地域調査票（市区町村用）の調査方法の見直し

本申請では、農山村地域調査票（市区町村用）の調査方法について、地方農政局等を経由して行う方法を改め、農林水産省本省から報告者に直接報告を求める方法に変更する計

画である。

これについては、地方農政局等の事務負担の軽減を目的とした農林水産省内の業務分担の検討の結果であり、適当である。

#### (イ) 調査結果の公表方法の変更（各調査票共通）

本申請では、調査結果の公表に当たり、印刷物の作成を取りやめることを計画している。

これについては、デジタル化やペーパレス化を背景として、インターネットの情報提供により、利活用上の大きな支障が生じていないと考えられること、また、印刷物（前回調査の実績として、計53冊。総頁数は約1万頁）を作成するための事務負担を軽減し、限られたリソースの有効活用を図ろうとするものであることから、おおむね適当である。

ただし、利用者の利便性確保の観点から、いわば「利用ガイド」のような冊子の作成を検討する必要があることを指摘する。

### 2 前回答申（平成30年8月28日付け統計委第9号）における「今後の課題」への対応状況

本委員会は、農林業センサスに係る前回答申において、以下の事項について検討することを指摘した。

- ① 経営体調査の客体候補名簿の情報の有効活用、調査計画上の位置付けの検討
- ② 経営体調査における個人経営体用と団体経営体用の調査票様式の分割
- ③ 経済センサス・活動調査との役割分担の整理

#### (1) 経営体調査の客体候補名簿の情報の有効活用、調査計画上の位置付けの検討

経営体調査の客体候補名簿<sup>(注)</sup>には、経営体調査の対象になる農林業経営体のほか、それに該当しない自給的農家や土地持ち非農家などの情報が含まれている。農林水産省は、従前から、これらを用いた参考集計の結果を農林業センサスの結果に併せて提供しており、本委員会は、参考集計の継続的な提供を担保するための措置について検討を求めた。

これについて、農林水産省は、本申請において、参考集計の実施及びその内容について調査計画に追記することで、その継続的な実施を明確にすることとしており、適切な対応と考える。

(注) 「客体候補名簿」とは、経営体調査の実施に先立って、同調査の報告者となる「農林業経営体」に該当するか否かを調査員が聞き取りにより作成する名簿であり、この名簿の情報を抜粋して一覧にしたもののが、農業集落調査の候補者名簿の基礎となる「客体候補一覧表」である。

#### (2) 経営体調査における個人経営体用と団体経営体用の調査票様式の分割

現行の経営体調査は、個人経営体・団体経営体とともに同一の調査票で行っていることから、本委員会は、報告者の負担感を考慮して、調査票様式の分割について検討を求めた。

これについて、農林水産省は、個人経営体と団体経営体に調査票を分割した場合、

- i ) 調査員が調査票を配布する際に、いずれに該当するのか個別に判断した上で調査票を配布することとなるため、調査員の負担増と誤配布発生のおそれがあること
- ii ) 集落営農に参加している経営体のように、個人経営体と団体経営体の両方の側面をもつ経営体があり、報告者において逆に混乱が生じるとともに、回答漏れが生じかねないことから、従前どおり、全ての経営体に対して共通の様式で実施することとしており、この対応に

については、調査の円滑な実施と正確な回答を確保する観点から、適切な対応と考える。

### (3) 経済センサス - 活動調査との役割分担の整理

農業経営に係る法人化の取組が推進されており、今後、経済センサス - 活動調査（以下「経済センサス」という。）の対象となる農林業経営体が増加すると想定されたことから、本委員会は、報告者負担の軽減や調査の効率化等の観点から両調査の役割分担について検討を始めた。

これについて、農林水産省は、農林業センサスにおいては、農林関連統計調査の母集団情報として必要な生産構造や就業構造を、経済センサスよりも詳細に把握している一方で、経済センサスで把握している費用や資本に関する事項は把握していない状況であるほか、調査対象時期や調査実施時期も異なっており、役割分担はなされているとしており、妥当な判断と考える。

## 3 今後の手続についての整理

経営体調査では、1995年調査から、全国共通の調査事項のほかに、都道府県の要望に応じて、都道府県別の調査事項（以下「県別項目」という。前回調査においては各県とも上限5項目）を設定する余地を設けている。

県別項目についても、他の調査事項と同様、集計・公表されているが、

- i ) 農林水産省が自らの必要性に基づき全国共通の調査事項として設定するものではなく、都道府県ごとの個別の必要性に応じて設定されるものであること
- ii ) 全国共通の調査事項が確定した後、農林水産省が都道府県に対して県別項目の設定についての要望聴取を行うことから、それらの内容確定が、調査票を印刷する時期の直前であることなどの事情により、これまでの調査計画では、その詳細な内容までは明示されていなかった。

しかし、総務省は、上記理由はありつつも、県別項目も基幹統計調査の一部であり、調査計画の明確化が望ましいとの観点から、農林水産省に対し、県別項目が確定した時点で、追加で申請するよう求めており、今後、おおむね図表7のスケジュールに沿って対応がなされることが想定されている。

図表7 今後の想定スケジュール（県別項目関係）



この手続の追加については、基幹統計調査の一部として設定される県別事項の内容を調査計画上明確にしようとするものであり、適当である。

また、農林水産省は、県別項目に係る要望聴取に当たり、報告者負担の増加を抑制する観点から、都道府県に対して、これまで以下に掲げる具体的な指示をしており、今回も同様の指示を行う予定であることから、その対応も適当である。

## 【県別項目の要望聴取に当たり、農林水産省から都道府県への指示事項】（前回調査時）

- i ) 項目数は最大5項目まで
- ii ) 単純積み上げによる集計が可能な設問又は選択させる設問とし、選択肢の場合は最大で3つまで、数字の場合は7桁まで
- iii) 報告者等の負担増とならないよう、十分配慮すること
- iv) 設問はできるだけ簡素で分かりやすくすること
- v ) 項目名は質問事項が一目でわかるフレーズで記入すること

## 4 今後の課題

### （1）外国人の従事状況の把握（経営体調査）

農業に従事する外国人労働者は増加傾向にあり、また、農業従事者の減少と高齢化が同時進行する農業分野においては、今後、外国人労働力への一層の需要の増加が見込まれる。そのため、次回以降の調査において、雇用労働力について日本人と外国人に分けて把握するなど、外国人の従事状況についても把握することを検討することが必要である。

### （2）個人経営体の世帯構成の把握（経営体調査）

個人経営体における世帯構成の把握については、4ページ「①農林業の労働力に関する事項」d のiii) を参照。

### （3）調査実績の詳細な把握及び的確かつ効率的な情報収集の方法の検討（農業集落調査）

本申請における農業集落調査の変更については、現状において実施可能で現実的な計画が示されていると評価できるが、大幅な変更がなされていることから、農林水産省において、例えば、回答者の属性、調査手法別の回答状況、回答が得られなかった場合の対応状況など、調査実績を詳細に把握し、今回の計画による調査の実施状況等を分析することが必要である。その上で、次回以降においても必要とされる情報の把握を継続するためのより的確で効率的な方法を、時間をかけて検討することが必要である。

その際には、例えば、農業委員や農地利用最適化推進委員<sup>(注1)</sup>等の農業関係者に対する調査実施の可能性<sup>(注2)</sup>や、既存の行政記録情報等の活用による効率的な情報収集の可能性などについても検討することが考えられる。

(注1) 農業委員とは、農業に関する識見を有する者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命する者。農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申など、農業委員会の総会・部会に出席・審議をして、最終的に合議体としての決定を行う。

農地利用最適化推進委員とは、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農業委員会が委嘱する者。担当地区において、農地等の利用の最適化の推進を担当する。

(注2) 今回の農業集落調査の報告者選定の手順では、農業委員等に着目して選定することは想定されていないが、報告者の中に結果として農業委員等を兼ねる農業従事者が含まれる可能性はある。

別紙1 農林業経営体調査票における調査事項の変更（農林業の労働力に関する事項）

項目番	ページ	変更内容	変更理由
【1】 2	2	世帯員の男女別人数を年齢階級別に詳細化	前回調査では、個人経営体について、個人別に把握した情報から年齢階級別の世帯人数が把握できたが、今回の変更により、個人ごとの把握が農業従事者に限定される。そのため、経営体の維持や担い手確保の観点から従事者以外の世帯員も含めた世帯全体の状況を把握するため詳細化
【2】 1～5	3	経営内部の労働力のうち、「経営主」に関する事項を集約	経営の総括的事項を1箇所にまとめるため、経営主の性別、出生年月、従事状況等の個人の状況と経営の継続状況等を集約
【2】 2	3	経営主が経営開始又は経営継承してからの期間を追加	前回調査において、経営開始・継承の内容が後継者の調査事項の設問文の一部になっており、明確に経営期間を把握できるものではなかったため
【2】 5	3	後継者への継承意向の明確化	前回調査において、「経営を開始又は継承直後」のため、5年以内に引き継がない」と条件付けをした設問であったことから、5年以内に引き継ぐ意向の有無が明確になる調査事項に整理
【3】 1	4	農作業に従事した人数の全体像を把握する項目を追加	後続する労働力に関する調査事項の記入漏れを防止するとともに、記入内容の審査を容易にするため
－	(2～4)	個人経営体の個人別属性情報から世帯主との統括を削除	行政上の利活用状況も踏まえ、報告者負担を軽減するため
－	(2)	個人経営体の個人別属性情報のうち、自営農業に従事した日数から「従事しなかった」の選択肢を削除	個人ごとの把握を農業従事者に限定するため
－	(3)	個人経営体の個人別属性情報のうち、事業の開始・継承に関する項目を削除	経営を開始又は継承した世帯員は、独立の経営体として調査票が配布され、項目を設ける必要性がないため
【3】 3	5	団体経営体の個人別属性情報における農業に従事した日数について「60日未満」を削除し、60日未満の従事者については合計人数の把握に変更	行政上の利活用状況も踏まえ、報告者負担を軽減するため
－	(3)	過去1年間の農業生産関連事業の従事日数の削除	行政上の利活用状況も踏まえ、報告者負担を軽減するため
【3】 4	6	農業経営体における常雇いについて、個人ごとの把握から年齢階級別の把握に簡素化	行政上の利活用状況も踏まえ、報告者負担を軽減するため

項目番号	ページ	変更内容	変更理由
【8】3	12	農業生産関連事業に係る経営内部及び常雇いについて個人ごとの把握から男女別人数に簡素化	行政上の利活用状況も踏まえ、農業と分離して簡素化した上で、報告者負担を軽減するため
【8】3	12	農業生産関連事業に従事した常雇い及び臨時雇いについて、「実人数の合計」を残し、「従事日数の合計」を削除	行政上の利活用状況も踏まえ、報告者負担を軽減するため
【12】1	16	林業作業に従事した人数の全体像を把握する項目を追加	後続する労働力に関する調査事項の記入漏れを防止するとともに、記入内容の審査を容易にするため
【12】2	16	林業経営体の経営内部従事者について、個人ごとの把握から従事日数階級別の把握に簡素化	行政上の利活用状況も踏まえ、報告者負担を軽減するため
【12】3	16	林業経営体の常雇いについて、個人ごとの把握から年齢階級別の把握に簡素化	行政上の利活用状況も踏まえ、報告者負担を軽減するため

(注1) 本表に記載した変更以外にも、項目番号、字句、レイアウトの変更など形式的な変更が計画されている。

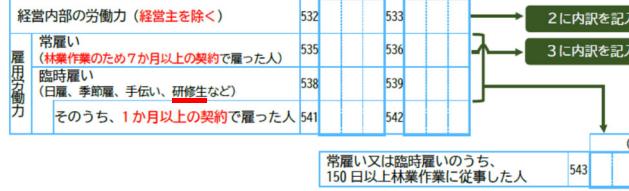
(注2) 項番欄は、本申請に係る調査票案の該当部分を指す。調査事項の削除の場合については、「-」と記載している。

(注3) ページ欄は、本申請に係る調査票案の該当ページを指す。調査事項の削除の場合については、前回調査の調査票の該当ページを（ ）で記載している。

別紙2 農林業経営体調査票の申請案に対する統計委員会修正意見（農林業の労働力に関する事項）

項目番号	ページ	申請案	統計委員会修正意見	修正理由																																																																																																								
【1】2	2	<p>(1) 世帯としての所得は、自営農業と自営農業以外の仕事でどちらが多いですか。該当するものに必ず記入してください。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>自営農業による所得が多い</td> <td style="text-align: right;">✓</td> </tr> <tr> <td>自営農業以外の所得が多い (不動産による所得は含み、年金は含まない)</td> <td style="text-align: right;">✓</td> </tr> </table> <p>(2) 世帯員の人数を記入してください。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2">男(人)</th> <th colspan="2">女(人)</th> </tr> <tr> <td>14歳以下 (H22.2生以後)</td> <td>107</td> <td>108</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15~19歳 (H17.2~H22.1生)</td> <td>109</td> <td>110</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20~29歳 (H7.2~H17.1生)</td> <td>111</td> <td>112</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30~39歳 (S60.2~H7.1生)</td> <td>113</td> <td>114</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40~44歳 (S55.2~S60.1生)</td> <td>115</td> <td>116</td> <td></td> </tr> <tr> <td>45~49歳 (S50.2~S55.1生)</td> <td>117</td> <td>118</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50~54歳 (S45.2~S50.1生)</td> <td>119</td> <td>120</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2">男(人)</th> <th colspan="2">女(人)</th> </tr> <tr> <td>55~59歳 (S40.2~S45.1生)</td> <td>121</td> <td>122</td> <td></td> </tr> <tr> <td>60~64歳 (S35.2~S40.1生)</td> <td>123</td> <td>124</td> <td></td> </tr> <tr> <td>65~69歳 (S30.2~S35.1生)</td> <td>125</td> <td>126</td> <td></td> </tr> <tr> <td>70~74歳 (S25.2~S30.1生)</td> <td>127</td> <td>128</td> <td></td> </tr> <tr> <td>75~79歳 (S20.2~S25.1生)</td> <td>129</td> <td>130</td> <td></td> </tr> <tr> <td>80歳以上 (S20.1生以前)</td> <td>131</td> <td>132</td> <td></td> </tr> </table>	自営農業による所得が多い	✓	自営農業以外の所得が多い (不動産による所得は含み、年金は含まない)	✓	男(人)		女(人)		14歳以下 (H22.2生以後)	107	108		15~19歳 (H17.2~H22.1生)	109	110		20~29歳 (H7.2~H17.1生)	111	112		30~39歳 (S60.2~H7.1生)	113	114		40~44歳 (S55.2~S60.1生)	115	116		45~49歳 (S50.2~S55.1生)	117	118		50~54歳 (S45.2~S50.1生)	119	120		男(人)		女(人)		55~59歳 (S40.2~S45.1生)	121	122		60~64歳 (S35.2~S40.1生)	123	124		65~69歳 (S30.2~S35.1生)	125	126		70~74歳 (S25.2~S30.1生)	127	128		75~79歳 (S20.2~S25.1生)	129	130		80歳以上 (S20.1生以前)	131	132		<p>(1) 世帯としての所得は、自営農業と自営農業以外の仕事でどちらが多いですか。該当するものに必ず記入してください。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>自営農業による所得が多い</td> <td style="text-align: right;">✓</td> </tr> <tr> <td>自営農業以外の所得が多い (不動産による所得は含み、年金は含まない。)</td> <td style="text-align: right;">✓</td> </tr> </table> <p>(2) すべての世帯員の人数を記入してください。（農業又は林業に従事していない人も含みます。）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2">男(人)</th> <th colspan="2">女(人)</th> </tr> <tr> <td>14歳以下 (H22.2生以後)</td> <td>107</td> <td>108</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15~19歳 (H17.2~H22.1生)</td> <td>109</td> <td>110</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20~24歳 (H12.2~H17.1生)</td> <td>111</td> <td>112</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25~29歳 (H7.2~H12.1生)</td> <td>113</td> <td>114</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30~34歳 (H2.2~H7.1生)</td> <td>115</td> <td>116</td> <td></td> </tr> <tr> <td>35~39歳 (S60.2~H2.1生)</td> <td>117</td> <td>118</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40~44歳 (S55.2~S60.1生)</td> <td>119</td> <td>120</td> <td></td> </tr> <tr> <td>45~49歳 (S50.2~S55.1生)</td> <td>121</td> <td>122</td> <td></td> </tr> </table>	自営農業による所得が多い	✓	自営農業以外の所得が多い (不動産による所得は含み、年金は含まない。)	✓	男(人)		女(人)		14歳以下 (H22.2生以後)	107	108		15~19歳 (H17.2~H22.1生)	109	110		20~24歳 (H12.2~H17.1生)	111	112		25~29歳 (H7.2~H12.1生)	113	114		30~34歳 (H2.2~H7.1生)	115	116		35~39歳 (S60.2~H2.1生)	117	118		40~44歳 (S55.2~S60.1生)	119	120		45~49歳 (S50.2~S55.1生)	121	122		<p>○全ての農林業経営体に対して回答を求める調査事項であるところ、林業経営体が、回答不要の項目と誤解するおそれがあるため、記入漏れが生じないよう注釈が必要</p>
自営農業による所得が多い	✓																																																																																																											
自営農業以外の所得が多い (不動産による所得は含み、年金は含まない)	✓																																																																																																											
男(人)		女(人)																																																																																																										
14歳以下 (H22.2生以後)	107	108																																																																																																										
15~19歳 (H17.2~H22.1生)	109	110																																																																																																										
20~29歳 (H7.2~H17.1生)	111	112																																																																																																										
30~39歳 (S60.2~H7.1生)	113	114																																																																																																										
40~44歳 (S55.2~S60.1生)	115	116																																																																																																										
45~49歳 (S50.2~S55.1生)	117	118																																																																																																										
50~54歳 (S45.2~S50.1生)	119	120																																																																																																										
男(人)		女(人)																																																																																																										
55~59歳 (S40.2~S45.1生)	121	122																																																																																																										
60~64歳 (S35.2~S40.1生)	123	124																																																																																																										
65~69歳 (S30.2~S35.1生)	125	126																																																																																																										
70~74歳 (S25.2~S30.1生)	127	128																																																																																																										
75~79歳 (S20.2~S25.1生)	129	130																																																																																																										
80歳以上 (S20.1生以前)	131	132																																																																																																										
自営農業による所得が多い	✓																																																																																																											
自営農業以外の所得が多い (不動産による所得は含み、年金は含まない。)	✓																																																																																																											
男(人)		女(人)																																																																																																										
14歳以下 (H22.2生以後)	107	108																																																																																																										
15~19歳 (H17.2~H22.1生)	109	110																																																																																																										
20~24歳 (H12.2~H17.1生)	111	112																																																																																																										
25~29歳 (H7.2~H12.1生)	113	114																																																																																																										
30~34歳 (H2.2~H7.1生)	115	116																																																																																																										
35~39歳 (S60.2~H2.1生)	117	118																																																																																																										
40~44歳 (S55.2~S60.1生)	119	120																																																																																																										
45~49歳 (S50.2~S55.1生)	121	122																																																																																																										
【2】2	3	<p>2 ② 経営主が経営を開始または経営継承（経営を引き継いで）からの期間について、該当するもの1つに必ず記入してください。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>① 経営継承から</td> <td style="text-align: right;">✓</td> </tr> <tr> <td>② 経営開始から</td> <td style="text-align: right;">✓</td> </tr> </table> <p>○「経営開始から」には、法人化などの組織形態の変更は含まれません。</p>	① 経営継承から	✓	② 経営開始から	✓	<p>2 ② 当該経営は「自ら開始した」と「経営を引き継いだ」のどちらですか。また、開始または引き継いで経営主となってからの年数は何年ですか。 それぞれ該当するもの1つに必ず記入してください。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>① 自ら開始した</td> <td style="text-align: right;">✓</td> </tr> <tr> <td>② 経営を引き継いだ</td> <td style="text-align: right;">✓</td> </tr> </table> <p>○「自ら開始した」とは、新規参入や ① 独立をいい、法人化などの組織形態の変更は含まれません。</p>	① 自ら開始した	✓	② 経営を引き継いだ	✓	<p>① 農林業に従事していない者を含めた人数について回答を求める調査事項であるところ、記入漏れが生じないよう注釈が必要</p> <p>② 前回調査と同様、20代及び30代についても5歳刻みで集計することが必要</p> <p>① 経営主になった契機に係る選択肢について、より分かりやすくなること</p> <p>② 一つの設問文に二つの質問が入っていることから、設問文を区切って質問内容を明確にすること</p>																																																																																																
① 経営継承から	✓																																																																																																											
② 経営開始から	✓																																																																																																											
① 自ら開始した	✓																																																																																																											
② 経営を引き継いだ	✓																																																																																																											

項目番号	ページ	申請案	統計委員会修正意見	修正理由																																																																
【2】4	3	<p>4 過去1年間の経営主の主な状況について該当するもの1つに必ず記入してください。</p> <table border="1"> <tr><td>主に農業を行った※</td><td>✓</td></tr> <tr><td>主に林業を行った※</td><td>✓</td></tr> <tr><td>主に農業・林業以外の事業（自営業）を行った</td><td>✓</td></tr> <tr><td>主に他に勤務した（個人経営のみ）</td><td>✓</td></tr> <tr><td>主に学生（研修を含む）であった（個人経営のみ）</td><td>✓</td></tr> <tr><td>主に家事・育児・その他であった（個人経営のみ）</td><td>✓</td></tr> </table> <p>※個人経営の場合、他に雇われて主に農業（林業）を行った場合は、「主に他に勤務した」に記入してください。</p>	主に農業を行った※	✓	主に林業を行った※	✓	主に農業・林業以外の事業（自営業）を行った	✓	主に他に勤務した（個人経営のみ）	✓	主に学生（研修を含む）であった（個人経営のみ）	✓	主に家事・育児・その他であった（個人経営のみ）	✓	<p>4 過去1年間の経営主の主な状況について該当するもの1つに必ず記入してください。</p> <table border="1"> <tr><td>個人経営の方が記入する項目です。</td><td>149</td><td>個人経営以外の方が記入する項目です。</td><td>150</td></tr> <tr><td>主に自営農業を行った※</td><td>✓</td><td>主に農業に従事</td><td>✓</td></tr> <tr><td>主に自営林業を行った※</td><td>✓</td><td>主に林業に従事</td><td>✓</td></tr> <tr><td>主に農業・林業以外の自営業を行った</td><td>✓</td><td>主に農業・林業以外の事業に従事</td><td>✓</td></tr> <tr><td>主に他に勤務した※</td><td>✓</td><td>※個人経営の場合、他に雇われて主に農業（林業）を行った場合は、「主に他に勤務した」に記入してください。</td><td></td></tr> <tr><td>主に学生（研修を含む）であった</td><td>✓</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>主に家事・育児・その他であった</td><td>✓</td><td></td><td></td></tr> </table>	個人経営の方が記入する項目です。	149	個人経営以外の方が記入する項目です。	150	主に自営農業を行った※	✓	主に農業に従事	✓	主に自営林業を行った※	✓	主に林業に従事	✓	主に農業・林業以外の自営業を行った	✓	主に農業・林業以外の事業に従事	✓	主に他に勤務した※	✓	※個人経営の場合、他に雇われて主に農業（林業）を行った場合は、「主に他に勤務した」に記入してください。		主に学生（研修を含む）であった	✓			主に家事・育児・その他であった	✓			<p>○個人経営体の経営主と個人経営体以外の経営主との間において選択肢が異なると考えられることがから、回答欄を別々に設けることが必要</p>																								
主に農業を行った※	✓																																																																			
主に林業を行った※	✓																																																																			
主に農業・林業以外の事業（自営業）を行った	✓																																																																			
主に他に勤務した（個人経営のみ）	✓																																																																			
主に学生（研修を含む）であった（個人経営のみ）	✓																																																																			
主に家事・育児・その他であった（個人経営のみ）	✓																																																																			
個人経営の方が記入する項目です。	149	個人経営以外の方が記入する項目です。	150																																																																	
主に自営農業を行った※	✓	主に農業に従事	✓																																																																	
主に自営林業を行った※	✓	主に林業に従事	✓																																																																	
主に農業・林業以外の自営業を行った	✓	主に農業・林業以外の事業に従事	✓																																																																	
主に他に勤務した※	✓	※個人経営の場合、他に雇われて主に農業（林業）を行った場合は、「主に他に勤務した」に記入してください。																																																																		
主に学生（研修を含む）であった	✓																																																																			
主に家事・育児・その他であった	✓																																																																			
【2】5	3	<p>5 農業経営及び林業経営を引き継ぐ後継者（予定を含む）を確保していますか。また、5年内に後継者に引き継ぐ意向はありますか。（後継者の確保の有無に関わらず意向を記入してください。） なお、農業又は林業のいずれかを經營していない場合は、「經營していない」のみに記入してください。</p> <table border="1"> <tr><td>農業</td><td>150</td><td>林業</td><td>151</td></tr> <tr><td>親族</td><td>✓</td><td>親族</td><td>✓</td></tr> <tr><td>親族以外の経営内部の人材</td><td>✓</td><td>親族以外の経営内部の人材</td><td>✓</td></tr> <tr><td>経営外部の人材</td><td>✓</td><td>経営外部の人材</td><td>✓</td></tr> <tr><td>確保していない（できていない）</td><td>✓</td><td>確保していない（できていない）</td><td>✓</td></tr> <tr><td>5年内に後継者に引き継ぐ意向がある</td><td>✓</td><td>5年内に後継者に引き継ぐ意向がある</td><td>✓</td></tr> <tr><td>5年内に後継者に引き継ぐ意向がない</td><td>✓</td><td>5年内に後継者に引き継ぐ意向がない</td><td>✓</td></tr> <tr><td>経営していない</td><td>✓</td><td>経営していない</td><td>✓</td></tr> </table>	農業	150	林業	151	親族	✓	親族	✓	親族以外の経営内部の人材	✓	親族以外の経営内部の人材	✓	経営外部の人材	✓	経営外部の人材	✓	確保していない（できていない）	✓	確保していない（できていない）	✓	5年内に後継者に引き継ぐ意向がある	✓	5年内に後継者に引き継ぐ意向がある	✓	5年内に後継者に引き継ぐ意向がない	✓	5年内に後継者に引き継ぐ意向がない	✓	経営していない	✓	経営していない	✓	<p>5 農業経営及び林業経営を引き継ぐ後継者（予定を含む）を確保していますか。また、5年内に後継者に引き継ぐ意向はありますか。（後継者の確保の有無に関わらず意向を記入してください。） なお、農業又は林業のいずれかを經營していない場合は、「經營していない」のみに記入してください。</p> <table border="1"> <tr><td>農業</td><td>151</td><td>林業</td><td>152</td></tr> <tr><td>親族</td><td>✓</td><td>親族</td><td>✓</td></tr> <tr><td>親族以外の経営内部の人材</td><td>✓</td><td>親族以外の経営内部の人材</td><td>✓</td></tr> <tr><td>経営外部の人材</td><td>✓</td><td>経営外部の人材</td><td>✓</td></tr> <tr><td>確保していない（できていない）</td><td>✓</td><td>確保していない（できていない）</td><td>✓</td></tr> <tr><td>5年内に後継者に引き継ぐ意向がある</td><td>✓</td><td>5年内に後継者に引き継ぐ意向がある</td><td>✓</td></tr> <tr><td>5年内に後継者に引き継ぐ意向がない</td><td>✓</td><td>5年内に後継者に引き継ぐ意向がない</td><td>✓</td></tr> <tr><td>経営していない</td><td>✓</td><td>経営していない</td><td>✓</td></tr> </table> <p>○「親族」とは、経営主の3親等内の親族をいいます。（同居か別居か、また、現に経営に参画しているかは問いません。） ○「親族以外の経営内部の人材」とは、親族以外で当該経営の役員・構成員及び雇用者をいいます。 ○「経営外部の人材」とは、上記以外の方をいいます。</p>	農業	151	林業	152	親族	✓	親族	✓	親族以外の経営内部の人材	✓	親族以外の経営内部の人材	✓	経営外部の人材	✓	経営外部の人材	✓	確保していない（できていない）	✓	確保していない（できていない）	✓	5年内に後継者に引き継ぐ意向がある	✓	5年内に後継者に引き継ぐ意向がある	✓	5年内に後継者に引き継ぐ意向がない	✓	5年内に後継者に引き継ぐ意向がない	✓	経営していない	✓	経営していない	✓	<p>○正確な回答を得るために、選択肢の説明が必要</p>
農業	150	林業	151																																																																	
親族	✓	親族	✓																																																																	
親族以外の経営内部の人材	✓	親族以外の経営内部の人材	✓																																																																	
経営外部の人材	✓	経営外部の人材	✓																																																																	
確保していない（できていない）	✓	確保していない（できていない）	✓																																																																	
5年内に後継者に引き継ぐ意向がある	✓	5年内に後継者に引き継ぐ意向がある	✓																																																																	
5年内に後継者に引き継ぐ意向がない	✓	5年内に後継者に引き継ぐ意向がない	✓																																																																	
経営していない	✓	経営していない	✓																																																																	
農業	151	林業	152																																																																	
親族	✓	親族	✓																																																																	
親族以外の経営内部の人材	✓	親族以外の経営内部の人材	✓																																																																	
経営外部の人材	✓	経営外部の人材	✓																																																																	
確保していない（できていない）	✓	確保していない（できていない）	✓																																																																	
5年内に後継者に引き継ぐ意向がある	✓	5年内に後継者に引き継ぐ意向がある	✓																																																																	
5年内に後継者に引き継ぐ意向がない	✓	5年内に後継者に引き継ぐ意向がない	✓																																																																	
経営していない	✓	経営していない	✓																																																																	
【3】1	4	<p>1 農作業（管理労働を含む）に従事した人数 過去1年間に農作業に従事した人（経営主を除く）の実人數を記入してください。 ※「経営内部の労働力」とは個人経営の場合は満15歳以上の世帯員、会社等法人の場合は役員、任意団体の場合は構成員を指します。ただし、役員会に出席するだけの者や1日も従事しなかった者は含まれません。</p> <table border="1"> <tr><td>男（人）</td><td>202</td><td>女（人）</td><td>203</td></tr> <tr><td>経営内部の労働力（経営主を除く）</td><td>202</td><td>203</td><td></td></tr> <tr><td>雇用労働力</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>常雇い</td><td>205</td><td>206</td><td></td></tr> <tr><td>（農作業のため7か月以上の契約で雇った人）</td><td>205</td><td>206</td><td></td></tr> <tr><td>臨時雇い</td><td>208</td><td>209</td><td></td></tr> <tr><td>（日雇、季節雇、手伝い、研修生など）</td><td>208</td><td>209</td><td></td></tr> <tr><td>そのうち、1か月以上の契約で雇った人</td><td>211</td><td>212</td><td></td></tr> </table> <p>人別に「個人経営の方は2」、「個人経営以外の方は3」の「経営内部の労働力の詳細」に記入 → 年齢階層ごとの人数を「4 常雇いの詳細」に記入 → 従事日数を「5 就業労働力の従事日数の合計」に記入</p>	男（人）	202	女（人）	203	経営内部の労働力（経営主を除く）	202	203		雇用労働力				常雇い	205	206		（農作業のため7か月以上の契約で雇った人）	205	206		臨時雇い	208	209		（日雇、季節雇、手伝い、研修生など）	208	209		そのうち、1か月以上の契約で雇った人	211	212		<p>1 農作業（管理労働を含む。）に従事した人数（農業生産関連事業のみに従事した人は含めません。）③ 過去1年間に農作業に従事した人（経営主を除く。）の実人數を記入してください。 ②（それぞれの人数を記入した上で、2～5についても記入してください。） ○「経営内部の労働力」とは、個人経営の場合は満15歳以上の世帯員、会社等法人の場合は役員、任意団体の場合は構成員をいいます。ただし、役員会に出席するだけの者や1日も従事しなかった者は含めません。②</p> <table border="1"> <tr><td>男（人）</td><td>202</td><td>女（人）</td><td>203</td></tr> <tr><td>経営内部の労働力（経営主を除く。）</td><td>202</td><td>203</td><td></td></tr> <tr><td>雇用労働力</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>常雇い</td><td>205</td><td>206</td><td></td></tr> <tr><td>（農作業のために7か月以上の契約で雇った人）</td><td>205</td><td>206</td><td></td></tr> <tr><td>臨時雇い</td><td>208</td><td>209</td><td></td></tr> <tr><td>（日雇、季節雇、手伝い、研修生など）</td><td>208</td><td>209</td><td></td></tr> <tr><td>そのうち、1か月以上の契約で雇った人</td><td>211</td><td>212</td><td></td></tr> </table> <p>個人経営の方は2、個人経営以外の方は3も記入 → 内訳も記入 5に従事日数の合計も記入 5に従事日数の合計も記入</p>	男（人）	202	女（人）	203	経営内部の労働力（経営主を除く。）	202	203		雇用労働力				常雇い	205	206		（農作業のために7か月以上の契約で雇った人）	205	206		臨時雇い	208	209		（日雇、季節雇、手伝い、研修生など）	208	209		そのうち、1か月以上の契約で雇った人	211	212		<p>①前回調査と同様の取扱いであることを明確にするため、臨時雇いに農業研修生が含まれることを明記することが必要</p> <p>②誘導線に従った結果として、他項目の記入漏れが発生する懸念があることから、誘導線の簡略化と誘導の趣旨の明確化が必要</p> <p>③農作業に農業生産関連事業が含まれないことを明示することが必要</p>
男（人）	202	女（人）	203																																																																	
経営内部の労働力（経営主を除く）	202	203																																																																		
雇用労働力																																																																				
常雇い	205	206																																																																		
（農作業のため7か月以上の契約で雇った人）	205	206																																																																		
臨時雇い	208	209																																																																		
（日雇、季節雇、手伝い、研修生など）	208	209																																																																		
そのうち、1か月以上の契約で雇った人	211	212																																																																		
男（人）	202	女（人）	203																																																																	
経営内部の労働力（経営主を除く。）	202	203																																																																		
雇用労働力																																																																				
常雇い	205	206																																																																		
（農作業のために7か月以上の契約で雇った人）	205	206																																																																		
臨時雇い	208	209																																																																		
（日雇、季節雇、手伝い、研修生など）	208	209																																																																		
そのうち、1か月以上の契約で雇った人	211	212																																																																		

項目番号	ページ	申請案	統計委員会修正意見	修正理由																																																												
【3】4	6	<p><b>4 常雇いの詳細</b></p> <p>4ページ「1 農作業（管理労働を含む）に従事した人」の「常雇い(205及び206)」に人数を記載した過去1年間に農作業のために常雇いした人（あらかじめ 7か月以上の契約で雇った人）について、男女・年齢別に実人頭数を記入してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>男 (人)</td> <td>女 (人)</td> </tr> <tr> <td>15~19歳 (H17.2~H20.1生) 232</td> <td>233</td> </tr> <tr> <td>20~29歳 (H7.2~H17.1生) 234</td> <td>235</td> </tr> <tr> <td>30~39歳 (S60.2~H7.1生) 236</td> <td>237</td> </tr> <tr> <td>40~44歳 (S55.2~S60.1生) 238</td> <td>239</td> </tr> <tr> <td>45~49歳 (S50.2~S55.1生) 240</td> <td>241</td> </tr> <tr> <td>50~54歳 (S45.2~S50.1生) 242</td> <td>243</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>男 (人)</td> <td>女 (人)</td> </tr> <tr> <td>55~59歳 (S40.2~S45.1生) 244</td> <td>245</td> </tr> <tr> <td>60~64歳 (S35.2~S40.1生) 246</td> <td>247</td> </tr> <tr> <td>65~69歳 (S30.2~S35.1生) 248</td> <td>249</td> </tr> <tr> <td>70~74歳 (S25.2~S30.1生) 250</td> <td>251</td> </tr> <tr> <td>75~79歳 (S20.2~S25.1生) 252</td> <td>253</td> </tr> <tr> <td>80歳以上 (S20.1生以前) 254</td> <td>255</td> </tr> </table>	男 (人)	女 (人)	15~19歳 (H17.2~H20.1生) 232	233	20~29歳 (H7.2~H17.1生) 234	235	30~39歳 (S60.2~H7.1生) 236	237	40~44歳 (S55.2~S60.1生) 238	239	45~49歳 (S50.2~S55.1生) 240	241	50~54歳 (S45.2~S50.1生) 242	243	男 (人)	女 (人)	55~59歳 (S40.2~S45.1生) 244	245	60~64歳 (S35.2~S40.1生) 246	247	65~69歳 (S30.2~S35.1生) 248	249	70~74歳 (S25.2~S30.1生) 250	251	75~79歳 (S20.2~S25.1生) 252	253	80歳以上 (S20.1生以前) 254	255	<p><b>4 常雇いの詳細</b></p> <p>4ページ「1 農作業（管理労働を含む）に従事した人」の「常雇い(205及び206)」に人数を記載した過去1年間に農作業のために常雇いした人（あらかじめ 7か月以上の契約で雇った人）について、男女・年齢別に実人頭数を記入してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>男 (人)</td> <td>女 (人)</td> </tr> <tr> <td>15~19歳 (H17.2~H20.1生) 232</td> <td>233</td> </tr> <tr> <td>20~24歳 (H12.2~H17.1生) 234</td> <td>235</td> </tr> <tr> <td>25~29歳 (H7.2~H12.1生) 236</td> <td>237</td> </tr> <tr> <td>30~34歳 (H2.2~H7.1生) 238</td> <td>239</td> </tr> <tr> <td>35~39歳 (S80.2~S85.1生) 240</td> <td>241</td> </tr> <tr> <td>40~44歳 (S55.2~S60.1生) 242</td> <td>243</td> </tr> <tr> <td>45~49歳 (S50.2~S55.1生) 244</td> <td>245</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>男 (人)</td> <td>女 (人)</td> </tr> <tr> <td>50~54歳 (S45.2~S50.1生) 246</td> <td>247</td> </tr> <tr> <td>55~59歳 (S40.2~S45.1生) 248</td> <td>249</td> </tr> <tr> <td>60~64歳 (S35.2~S40.1生) 250</td> <td>251</td> </tr> <tr> <td>65~69歳 (S30.2~S35.1生) 252</td> <td>253</td> </tr> <tr> <td>70~74歳 (S25.2~S30.1生) 254</td> <td>255</td> </tr> <tr> <td>75~79歳 (S20.2~S25.1生) 256</td> <td>257</td> </tr> <tr> <td>80歳以上 (S20.1生以前) 258</td> <td>259</td> </tr> </table>	男 (人)	女 (人)	15~19歳 (H17.2~H20.1生) 232	233	20~24歳 (H12.2~H17.1生) 234	235	25~29歳 (H7.2~H12.1生) 236	237	30~34歳 (H2.2~H7.1生) 238	239	35~39歳 (S80.2~S85.1生) 240	241	40~44歳 (S55.2~S60.1生) 242	243	45~49歳 (S50.2~S55.1生) 244	245	男 (人)	女 (人)	50~54歳 (S45.2~S50.1生) 246	247	55~59歳 (S40.2~S45.1生) 248	249	60~64歳 (S35.2~S40.1生) 250	251	65~69歳 (S30.2~S35.1生) 252	253	70~74歳 (S25.2~S30.1生) 254	255	75~79歳 (S20.2~S25.1生) 256	257	80歳以上 (S20.1生以前) 258	259	○前回調査と同様、20代及び30代についても5歳刻みで集計することが必要
男 (人)	女 (人)																																																															
15~19歳 (H17.2~H20.1生) 232	233																																																															
20~29歳 (H7.2~H17.1生) 234	235																																																															
30~39歳 (S60.2~H7.1生) 236	237																																																															
40~44歳 (S55.2~S60.1生) 238	239																																																															
45~49歳 (S50.2~S55.1生) 240	241																																																															
50~54歳 (S45.2~S50.1生) 242	243																																																															
男 (人)	女 (人)																																																															
55~59歳 (S40.2~S45.1生) 244	245																																																															
60~64歳 (S35.2~S40.1生) 246	247																																																															
65~69歳 (S30.2~S35.1生) 248	249																																																															
70~74歳 (S25.2~S30.1生) 250	251																																																															
75~79歳 (S20.2~S25.1生) 252	253																																																															
80歳以上 (S20.1生以前) 254	255																																																															
男 (人)	女 (人)																																																															
15~19歳 (H17.2~H20.1生) 232	233																																																															
20~24歳 (H12.2~H17.1生) 234	235																																																															
25~29歳 (H7.2~H12.1生) 236	237																																																															
30~34歳 (H2.2~H7.1生) 238	239																																																															
35~39歳 (S80.2~S85.1生) 240	241																																																															
40~44歳 (S55.2~S60.1生) 242	243																																																															
45~49歳 (S50.2~S55.1生) 244	245																																																															
男 (人)	女 (人)																																																															
50~54歳 (S45.2~S50.1生) 246	247																																																															
55~59歳 (S40.2~S45.1生) 248	249																																																															
60~64歳 (S35.2~S40.1生) 250	251																																																															
65~69歳 (S30.2~S35.1生) 252	253																																																															
70~74歳 (S25.2~S30.1生) 254	255																																																															
75~79歳 (S20.2~S25.1生) 256	257																																																															
80歳以上 (S20.1生以前) 258	259																																																															
【12】1	16	<p><b>1 林業作業（管理労働を含む）に従事した人数</b></p> <p>過去1年間に林業作業に従事した人（<b>経営主を除く</b>）の実人頭数を記入し、常雇い又は臨時雇いした人のうち、150日以上林業作業に従事した人の実人頭数を記入してください。</p> <p>※「経営内部の労働力」とは個人経営の場合は満15歳以上の世帯員、会社等法人の場合は役員、山林の共同保有者等を指します。ただし、役員会に出席するだけの者や1日も従事しなかった者は含めません。</p> <table border="1"> <tr> <td>男 (人)</td> <td>女 (人)</td> </tr> <tr> <td>経営内部の労働力（<b>経営主を除く</b>） 532</td> <td>533</td> </tr> <tr> <td>常雇い （<b>林業作業のため7か月以上の契約で雇った人</b>） 535</td> <td>536</td> </tr> <tr> <td>雇用労働力 （<b>臨時雇い</b> （日雇、季節雇、手伝いなど） 538</td> <td>539</td> </tr> <tr> <td>そのうち、<b>1か月以上の契約</b>で雇った人 541</td> <td>542</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(人)</p> <p>常雇い又は臨時雇いのうち、 150日以上林業作業に従事した人 543</p> 	男 (人)	女 (人)	経営内部の労働力（ <b>経営主を除く</b> ） 532	533	常雇い （ <b>林業作業のため7か月以上の契約で雇った人</b> ） 535	536	雇用労働力 （ <b>臨時雇い</b> （日雇、季節雇、手伝いなど） 538	539	そのうち、 <b>1か月以上の契約</b> で雇った人 541	542	<p><b>1 林業作業（管理労働を含む）に従事した人数</b></p> <p>過去1年間に林業作業に従事した人（<b>経営主を除く</b>）の実人頭数を記入し、常雇い又は臨時雇いした人のうち、150日以上林業作業に従事した人の実人頭数を記入してください。</p> <p>※「経営内部の労働力」とは個人経営の場合は満15歳以上の世帯員、会社等法人の場合は役員、山林の共同保有者等を指します。ただし、役員会に出席するだけの者や1日も従事しなかった者は含めません。</p> <table border="1"> <tr> <td>男 (人)</td> <td>女 (人)</td> </tr> <tr> <td>経営内部の労働力（<b>経営主を除く</b>） 532</td> <td>533</td> </tr> <tr> <td>常雇い （<b>林業作業のため7か月以上の契約で雇った人</b>） 535</td> <td>536</td> </tr> <tr> <td>雇用労働力 （<b>臨時雇い</b> （日雇、季節雇、手伝いなど） 538</td> <td>539</td> </tr> <tr> <td>そのうち、<b>1か月以上の契約</b>で雇った人 541</td> <td>542</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(人)</p> <p>常雇い又は臨時雇いのうち、 150日以上林業作業に従事した人 543</p> 	男 (人)	女 (人)	経営内部の労働力（ <b>経営主を除く</b> ） 532	533	常雇い （ <b>林業作業のため7か月以上の契約で雇った人</b> ） 535	536	雇用労働力 （ <b>臨時雇い</b> （日雇、季節雇、手伝いなど） 538	539	そのうち、 <b>1か月以上の契約</b> で雇った人 541	542	○前回調査と同様の取扱いであることを明確にするため、臨時雇いに林業研修生が含まれることを明記することが必要																																								
男 (人)	女 (人)																																																															
経営内部の労働力（ <b>経営主を除く</b> ） 532	533																																																															
常雇い （ <b>林業作業のため7か月以上の契約で雇った人</b> ） 535	536																																																															
雇用労働力 （ <b>臨時雇い</b> （日雇、季節雇、手伝いなど） 538	539																																																															
そのうち、 <b>1か月以上の契約</b> で雇った人 541	542																																																															
男 (人)	女 (人)																																																															
経営内部の労働力（ <b>経営主を除く</b> ） 532	533																																																															
常雇い （ <b>林業作業のため7か月以上の契約で雇った人</b> ） 535	536																																																															
雇用労働力 （ <b>臨時雇い</b> （日雇、季節雇、手伝いなど） 538	539																																																															
そのうち、 <b>1か月以上の契約</b> で雇った人 541	542																																																															
【12】3	16	<p><b>3 常雇いの詳細</b></p> <p>上記「1 林業作業（管理労働を含む）に従事した人」の「常雇い(535及び536)」に記載した過去1年間に林業作業のために常雇した人（あらかじめ 7か月以上の契約で雇った人）について、男女・年齢別に人数を記入してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>男 (人)</td> <td>女 (人)</td> </tr> <tr> <td>15~19歳 (H17.2~H20.1生) 564</td> <td>565</td> </tr> <tr> <td>20~29歳 (H7.2~H17.1生) 566</td> <td>567</td> </tr> <tr> <td>30~39歳 (S60.2~H7.1生) 568</td> <td>569</td> </tr> <tr> <td>40~44歳 (S55.2~S60.1生) 570</td> <td>571</td> </tr> <tr> <td>45~49歳 (S50.2~S55.1生) 572</td> <td>573</td> </tr> <tr> <td>50~54歳 (S45.2~S50.1生) 574</td> <td>575</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>男 (人)</td> <td>女 (人)</td> </tr> <tr> <td>55~59歳 (S40.2~S45.1生) 576</td> <td>577</td> </tr> <tr> <td>60~64歳 (S35.2~S40.1生) 578</td> <td>579</td> </tr> <tr> <td>65~69歳 (S30.2~S35.1生) 580</td> <td>581</td> </tr> <tr> <td>70~74歳 (S25.2~S30.1生) 582</td> <td>583</td> </tr> <tr> <td>75~79歳 (S20.2~S25.1生) 584</td> <td>585</td> </tr> <tr> <td>80歳以上 (S20.1生以前) 586</td> <td>587</td> </tr> </table>	男 (人)	女 (人)	15~19歳 (H17.2~H20.1生) 564	565	20~29歳 (H7.2~H17.1生) 566	567	30~39歳 (S60.2~H7.1生) 568	569	40~44歳 (S55.2~S60.1生) 570	571	45~49歳 (S50.2~S55.1生) 572	573	50~54歳 (S45.2~S50.1生) 574	575	男 (人)	女 (人)	55~59歳 (S40.2~S45.1生) 576	577	60~64歳 (S35.2~S40.1生) 578	579	65~69歳 (S30.2~S35.1生) 580	581	70~74歳 (S25.2~S30.1生) 582	583	75~79歳 (S20.2~S25.1生) 584	585	80歳以上 (S20.1生以前) 586	587	<p><b>3 常雇いの詳細</b></p> <p>上記「1 林業作業（管理労働を含む）に従事した人」の「常雇い(535及び536)」に記載した過去1年間に林業作業のために常雇した人（あらかじめ 7か月以上の契約で雇った人）について、男女・年齢別に人数を記入してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>男 (人)</td> <td>女 (人)</td> </tr> <tr> <td>15~19歳 (H17.2~H20.1生) 564</td> <td>565</td> </tr> <tr> <td>20~24歳 (H12.2~H17.1生) 566</td> <td>567</td> </tr> <tr> <td>25~29歳 (H7.2~H12.1生) 568</td> <td>569</td> </tr> <tr> <td>30~34歳 (H2.2~H7.1生) 570</td> <td>571</td> </tr> <tr> <td>35~39歳 (S80.2~S85.1生) 572</td> <td>573</td> </tr> <tr> <td>40~44歳 (S55.2~S60.1生) 574</td> <td>575</td> </tr> <tr> <td>45~49歳 (S50.2~S55.1生) 576</td> <td>577</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>男 (人)</td> <td>女 (人)</td> </tr> <tr> <td>50~54歳 (S45.2~S50.1生) 578</td> <td>579</td> </tr> <tr> <td>55~59歳 (S40.2~S45.1生) 580</td> <td>581</td> </tr> <tr> <td>60~64歳 (S35.2~S40.1生) 582</td> <td>583</td> </tr> <tr> <td>65~69歳 (S30.2~S35.1生) 584</td> <td>585</td> </tr> <tr> <td>70~74歳 (S25.2~S30.1生) 586</td> <td>587</td> </tr> <tr> <td>75~79歳 (S20.2~S25.1生) 588</td> <td>589</td> </tr> <tr> <td>80歳以上 (S20.1生以前) 590</td> <td>591</td> </tr> </table>	男 (人)	女 (人)	15~19歳 (H17.2~H20.1生) 564	565	20~24歳 (H12.2~H17.1生) 566	567	25~29歳 (H7.2~H12.1生) 568	569	30~34歳 (H2.2~H7.1生) 570	571	35~39歳 (S80.2~S85.1生) 572	573	40~44歳 (S55.2~S60.1生) 574	575	45~49歳 (S50.2~S55.1生) 576	577	男 (人)	女 (人)	50~54歳 (S45.2~S50.1生) 578	579	55~59歳 (S40.2~S45.1生) 580	581	60~64歳 (S35.2~S40.1生) 582	583	65~69歳 (S30.2~S35.1生) 584	585	70~74歳 (S25.2~S30.1生) 586	587	75~79歳 (S20.2~S25.1生) 588	589	80歳以上 (S20.1生以前) 590	591	○前回調査と同様、20代及び30代についても5歳刻みで集計することが必要
男 (人)	女 (人)																																																															
15~19歳 (H17.2~H20.1生) 564	565																																																															
20~29歳 (H7.2~H17.1生) 566	567																																																															
30~39歳 (S60.2~H7.1生) 568	569																																																															
40~44歳 (S55.2~S60.1生) 570	571																																																															
45~49歳 (S50.2~S55.1生) 572	573																																																															
50~54歳 (S45.2~S50.1生) 574	575																																																															
男 (人)	女 (人)																																																															
55~59歳 (S40.2~S45.1生) 576	577																																																															
60~64歳 (S35.2~S40.1生) 578	579																																																															
65~69歳 (S30.2~S35.1生) 580	581																																																															
70~74歳 (S25.2~S30.1生) 582	583																																																															
75~79歳 (S20.2~S25.1生) 584	585																																																															
80歳以上 (S20.1生以前) 586	587																																																															
男 (人)	女 (人)																																																															
15~19歳 (H17.2~H20.1生) 564	565																																																															
20~24歳 (H12.2~H17.1生) 566	567																																																															
25~29歳 (H7.2~H12.1生) 568	569																																																															
30~34歳 (H2.2~H7.1生) 570	571																																																															
35~39歳 (S80.2~S85.1生) 572	573																																																															
40~44歳 (S55.2~S60.1生) 574	575																																																															
45~49歳 (S50.2~S55.1生) 576	577																																																															
男 (人)	女 (人)																																																															
50~54歳 (S45.2~S50.1生) 578	579																																																															
55~59歳 (S40.2~S45.1生) 580	581																																																															
60~64歳 (S35.2~S40.1生) 582	583																																																															
65~69歳 (S30.2~S35.1生) 584	585																																																															
70~74歳 (S25.2~S30.1生) 586	587																																																															
75~79歳 (S20.2~S25.1生) 588	589																																																															
80歳以上 (S20.1生以前) 590	591																																																															

(注) 項番欄は、本申請に係る調査票案の該当部分を指す。ページ欄は、本申請に係る調査票案の該当ページを指す。

別紙3 農林業経営体調査票における調査事項の変更（農林業の労働力に関する事項以外）

項目番号	ページ	変更内容	変更理由
－	(3)	集落営農組織への参加状況を削除	行政上の利活用状況も踏まえ、報告者負担を軽減するため
【5】9	9	「きのこ栽培・その他の農業」のその他農業の品目の細分化及び選択肢に該当しない場合の記入欄を追加	注釈に記載するのみであった「その他の農業経営」の例示を調査事項として設定するとともに、調査結果の審査及び今後の調査事項検討のため、それらに該当しない品目の記入欄を追加
－	(7)	「きのこ栽培・その他の農業」を行っていない場合の選択肢を削除	いずれの選択肢にもチェックがつかなければ、実態として「行っていない」と同旨であることが明らかであるため
【6】4 【8】2	10 12	農産物及び農産物加工品等の輸出に関する事項を追加	「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和3年12月農林水産業・地域の活力創造本部改訂）の進捗・評価等の指標として利用するとともに、今後の施策検討に活用するため
【7】2	11	さとうきび作の作業に係る受託作業面積を削除する一方、受託した農作業を把握する事項の選択肢に「水稻作」及び「さとうきび作」を追加	さとうきび作の詳細把握については、行政上の利活用状況も踏まえ、報告者負担を軽減するため削除 その一方で、受託作業の類別項目の選択肢を網羅的にするため、「水稻作」「さとうきび作」を追加
【8】1	12	農業生産関連事業の選択肢「その他」について具体的な記載欄を追加	調査結果の審査及び今後の設定項目の検討のため
－	(10)	農業生産関連事業の選択肢「海外への輸出」を削除	海外への輸出については、今回の変更により、詳細を把握する項目を別途追加するため
－	(10)	青色申告の継続年数を把握する事項を削除	今回も継続して把握する青色申告の実施状況の結果を前回結果と接続することで、継続年数が5年未満か5年以上かについては把握が可能であることから、報告者負担を軽減するため
【9】2	13	有機農業の実施状況を把握する事項を充実	「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月12日みどりの食料システム戦略本部決定）の進捗・評価等の指標として利用するとともに、今後の施策検討に活用するため
【9】3	14	データ利活用状況を把握する事項の選択肢を充実	施策効果の評価等の指標として活用するとともに、今後の施策検討に活用するため
【10】5	15	過去1年間の「立木販売した実面積」を追加	「森林・林業基本計画」（令和3年6月策定）において掲げられた再造林の促進の分析に利用するとともに、今後の施策検討に活用するため
【13】2	17	林産物の販売品目の選択肢に「その他」を追加	木質バイオマス用に販売するなど、既存項目以外での販売に対応するため

(注1) 本表に記載した変更以外にも、項目番号、字句、レイアウトの変更など形式的な変更が計画されている。

(注2) 項番欄は、本申請に係る調査票案の該当部分を指す。調査事項の削除の場合については、「－」と記載している。

(注3) ページ欄は、本申請に係る調査票案の該当ページを指す。調査事項の削除の場合については、前回調査の調査票の該当ページを( )で記載している。

別紙4 農林業経営体調査票の申請案に対する統計委員会修正意見（農林業の労働力に関する事項以外）

項目番号	ページ	申請案	統計委員会修正意見	修正理由																																								
【6】1	10	<p>1 過去1年間の農産物の販売金額（売上高）について、該当するもの1つに必ず記入してください。</p> <table border="1"> <tr><td>331</td><td>販 売 な し</td></tr> <tr><td>50万円未満</td><td><input checked="" type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>50万～100万円未満</td><td><input checked="" type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>100万～300万円未満</td><td><input checked="" type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>300万～500万円未満</td><td><input checked="" type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>500万～1,000万円未満</td><td><input checked="" type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>1,000万～3,000万円未満</td><td><input checked="" type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>3,000万～5,000万円未満</td><td><input checked="" type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>5,000万～1億円未満</td><td><input checked="" type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>1億円以上</td><td><input checked="" type="checkbox"/></td></tr> </table> <p>「1億円以上」の場合は、1億円単位で金額を記入してください。 332 (億円)</p>	331	販 売 な し	50万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>	50万～100万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>	100万～300万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>	300万～500万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>	500万～1,000万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>	1,000万～3,000万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>	3,000万～5,000万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>	5,000万～1億円未満	<input checked="" type="checkbox"/>	1億円以上	<input checked="" type="checkbox"/>	<p>1 過去1年間の農産物の販売金額（売上高）について、該当するもの1つに必ず記入してください。</p> <table border="1"> <tr><td>331</td><td>販 売 な し</td></tr> <tr><td>50万円未満</td><td><input checked="" type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>50万～100万円未満</td><td><input checked="" type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>100万～300万円未満</td><td><input checked="" type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>300万～500万円未満</td><td><input checked="" type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>500万～1,000万円未満</td><td><input checked="" type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>1,000万～3,000万円未満</td><td><input checked="" type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>3,000万～5,000万円未満</td><td><input checked="" type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>5,000万～1億円未満</td><td><input checked="" type="checkbox"/></td></tr> <tr><td>1億円以上</td><td><input checked="" type="checkbox"/></td></tr> </table> <p>「1億円以上」の場合は、1億円単位で金額を記入してください。 332 (億円)</p> <p>販売金額には、売上金額を記入してください（肥料代、農薬代などの経費を引かない。）。</p>	331	販 売 な し	50万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>	50万～100万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>	100万～300万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>	300万～500万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>	500万～1,000万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>	1,000万～3,000万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>	3,000万～5,000万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>	5,000万～1億円未満	<input checked="" type="checkbox"/>	1億円以上	<input checked="" type="checkbox"/>	○販売金額の考え方について、報告者が正確に回答できるようにするため、注釈が必要
331	販 売 な し																																											
50万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>																																											
50万～100万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>																																											
100万～300万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>																																											
300万～500万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>																																											
500万～1,000万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>																																											
1,000万～3,000万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>																																											
3,000万～5,000万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>																																											
5,000万～1億円未満	<input checked="" type="checkbox"/>																																											
1億円以上	<input checked="" type="checkbox"/>																																											
331	販 売 な し																																											
50万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>																																											
50万～100万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>																																											
100万～300万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>																																											
300万～500万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>																																											
500万～1,000万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>																																											
1,000万～3,000万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>																																											
3,000万～5,000万円未満	<input checked="" type="checkbox"/>																																											
5,000万～1億円未満	<input checked="" type="checkbox"/>																																											
1億円以上	<input checked="" type="checkbox"/>																																											
【6】4	10	<p>4 過去1年に生産した農産物を輸出している場合は該当するものすべてに記入してください。また、輸出した農産物の販売金額又は数量を把握している場合は、上記1に記入した農産物の販売金額に占める輸出金額の割合を記入してください。なお、輸出していない場合は、「輸出していない」のみに記入してください。</p> <table border="1"> <tr><td>350</td><td>販売金額を把握している</td><td>販売金額に占める輸出金額の割合</td><td>354</td><td>%</td></tr> <tr><td>351</td><td>販売金額は把握していないが数量を把握している</td><td>販売金額に占める輸出金額の割合</td><td>355</td><td>%</td></tr> <tr><td>352</td><td>販売金額と数量のどちらも把握していない</td><td>※輸出金額は把握していないが輸出数量を把握している場合、すべての販売数量に占める輸出数量の割合から輸出金額の割合に換算して記入してください。</td><td>353</td><td></td></tr> </table>	350	販売金額を把握している	販売金額に占める輸出金額の割合	354	%	351	販売金額は把握していないが数量を把握している	販売金額に占める輸出金額の割合	355	%	352	販売金額と数量のどちらも把握していない	※輸出金額は把握していないが輸出数量を把握している場合、すべての販売数量に占める輸出数量の割合から輸出金額の割合に換算して記入してください。	353		<p>4 過去1年に生産した農産物を輸出している場合は該当するものすべてに記入してください。また、輸出した農産物の販売金額又は数量を把握している場合は、上記1に記入した農産物の販売金額に占める輸出金額の割合を記入してください。なお、輸出していない場合は、「輸出していない」のみに記入してください。</p> <table border="1"> <tr><td>350</td><td>金額を把握している</td><td>販売金額全体に占める輸出金額の割合</td><td>354</td><td>%</td></tr> <tr><td>351</td><td>金額を把握していないが数量を把握している</td><td>販売金額全体に占める輸出金額の割合</td><td>355</td><td>%</td></tr> <tr><td>352</td><td>金額と数量のどちらも把握していない</td><td>※金額は把握していないが数量を把握している場合、すべての販売数量に占める輸出数量の割合から輸出金額の割合に換算して記入してください。</td><td>353</td><td></td></tr> </table>	350	金額を把握している	販売金額全体に占める輸出金額の割合	354	%	351	金額を把握していないが数量を把握している	販売金額全体に占める輸出金額の割合	355	%	352	金額と数量のどちらも把握していない	※金額は把握していないが数量を把握している場合、すべての販売数量に占める輸出数量の割合から輸出金額の割合に換算して記入してください。	353		○輸出向けの販売金額を把握する旨を報告者が正確に理解できるように修正が必要										
350	販売金額を把握している	販売金額に占める輸出金額の割合	354	%																																								
351	販売金額は把握していないが数量を把握している	販売金額に占める輸出金額の割合	355	%																																								
352	販売金額と数量のどちらも把握していない	※輸出金額は把握していないが輸出数量を把握している場合、すべての販売数量に占める輸出数量の割合から輸出金額の割合に換算して記入してください。	353																																									
350	金額を把握している	販売金額全体に占める輸出金額の割合	354	%																																								
351	金額を把握していないが数量を把握している	販売金額全体に占める輸出金額の割合	355	%																																								
352	金額と数量のどちらも把握していない	※金額は把握していないが数量を把握している場合、すべての販売数量に占める輸出数量の割合から輸出金額の割合に換算して記入してください。	353																																									
【8】2	12	<p>2 過去1年に農業生産関連事業で生産した農産物加工品等を輸出している場合は該当するものすべてに記入してください。また、輸出した農産物加工品等の売上金額又は数量を把握している場合は、上記1に記入した農業生産関連事業の売上金額に占める輸出金額の割合を記入してください。なお、輸出していない場合は、「輸出していない」のみに記入してください。</p> <table border="1"> <tr><td>401</td><td>売上金額を把握している</td><td>売上金額に占める輸出金額の割合</td><td>405</td><td>%</td></tr> <tr><td>402</td><td>売上金額は把握していないが数量を把握している</td><td>売上金額に占める輸出金額の割合</td><td>406</td><td>%</td></tr> <tr><td>403</td><td>売上金額と数量のどちらも把握していない</td><td>※輸出金額は把握していないが輸出数量を把握している場合、すべての売上数量に占める輸出数量の割合から輸出金額の割合に換算して記入してください。</td><td>404</td><td></td></tr> </table>	401	売上金額を把握している	売上金額に占める輸出金額の割合	405	%	402	売上金額は把握していないが数量を把握している	売上金額に占める輸出金額の割合	406	%	403	売上金額と数量のどちらも把握していない	※輸出金額は把握していないが輸出数量を把握している場合、すべての売上数量に占める輸出数量の割合から輸出金額の割合に換算して記入してください。	404		<p>2 過去1年に農業生産関連事業で生産した農産物加工品等を輸出している場合は該当するものすべてに記入してください。また、輸出した農産物加工品等の売上金額又は数量を把握している場合は、上記1に記入した農業生産関連事業の売上金額に占める輸出金額の割合を記入してください。なお、輸出していない場合は、「輸出していない」のみに記入してください。</p> <table border="1"> <tr><td>401</td><td>金額を把握している</td><td>売上金額全体に占める輸出金額の割合</td><td>405</td><td>%</td></tr> <tr><td>402</td><td>金額を把握していないが数量を把握している</td><td>売上金額全体に占める輸出金額の割合</td><td>406</td><td>%</td></tr> <tr><td>403</td><td>金額と数量のどちらも把握していない</td><td>※金額は把握していないが数量を把握している場合、すべての売上数量に占める輸出数量の割合から輸出金額の割合に換算して記入してください。</td><td>404</td><td></td></tr> </table>	401	金額を把握している	売上金額全体に占める輸出金額の割合	405	%	402	金額を把握していないが数量を把握している	売上金額全体に占める輸出金額の割合	406	%	403	金額と数量のどちらも把握していない	※金額は把握していないが数量を把握している場合、すべての売上数量に占める輸出数量の割合から輸出金額の割合に換算して記入してください。	404		○輸出向けの売上金額を把握する旨を報告者が正確に理解できるように修正が必要										
401	売上金額を把握している	売上金額に占める輸出金額の割合	405	%																																								
402	売上金額は把握していないが数量を把握している	売上金額に占める輸出金額の割合	406	%																																								
403	売上金額と数量のどちらも把握していない	※輸出金額は把握していないが輸出数量を把握している場合、すべての売上数量に占める輸出数量の割合から輸出金額の割合に換算して記入してください。	404																																									
401	金額を把握している	売上金額全体に占める輸出金額の割合	405	%																																								
402	金額を把握していないが数量を把握している	売上金額全体に占める輸出金額の割合	406	%																																								
403	金額と数量のどちらも把握していない	※金額は把握していないが数量を把握している場合、すべての売上数量に占める輸出数量の割合から輸出金額の割合に換算して記入してください。	404																																									

項番	ページ	申請案	統計委員会修正意見	修正理由																																																								
【9】2 (1)	13	<p>(1) 有機農業に取り組んでいますか。</p> <table border="1"> <tr> <td>取り組んでいる</td> <td>有機JAS認証を受けている</td> <td>442</td> </tr> <tr> <td></td> <td>有機JAS認証を受けていない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取り組んでいない</td> <td></td> <td>442</td> </tr> </table> <p>「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬の両方を使用しない農業のことで、有機JASの認証を受けてない場合でも「有機農業」に該当します。 なお、以下の取組については有機農業に該当しません。 ・化学的に合成された肥料及び農薬を使用した「減化学肥料栽培」、「減農薬栽培」 ・化学的に合成された肥料を含む「有機入り化成肥料」や「有機配合肥料」を使用した場合</p>	取り組んでいる	有機JAS認証を受けている	442		有機JAS認証を受けていない		取り組んでいない		442	<p>2 有機農業について記入してください。</p> <p>(1) 有機農業に取り組んでいますか。 <b>(自給用に作付け（栽培）した場合も含めます。)</b></p> <table border="1"> <tr> <td>取り組んでいる</td> <td>有機JAS認証を受けている</td> <td>442</td> </tr> <tr> <td></td> <td>有機JAS認証を受けていない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取り組んでいない</td> <td></td> <td>442</td> </tr> </table> <p>「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬の両方を使用しない農業のことで、有機JASの認証を受けてない場合でも「有機農業」に該当します。 なお、以下の取組については有機農業に該当しません。 ・化学的に合成された肥料及び農薬を使用した「減化学肥料栽培」、「減農薬栽培」 ・化学的に合成された肥料を含む「有機入り化成肥料」や「有機配合肥料」を使用した場合</p>	取り組んでいる	有機JAS認証を受けている	442		有機JAS認証を受けていない		取り組んでいない		442	○自給用に作付け（栽培）した場合を含める旨を明確にすることが必要																																						
取り組んでいる	有機JAS認証を受けている	442																																																										
	有機JAS認証を受けていない																																																											
取り組んでいない		442																																																										
取り組んでいる	有機JAS認証を受けている	442																																																										
	有機JAS認証を受けていない																																																											
取り組んでいない		442																																																										
【9】3	14	<p>3 効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ（気象情報、市況、生産履歴、生育状況などの情報）を活用していますか。その際、どのようにデータを活用していますか。該当するものすべてに記入してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>気象・市況等のデータを見て農業をしている</td> <td>451</td> </tr> <tr> <td>農作業履歴等のデータをパソコン等で記録している</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器やセンサーを用いて生育状況等のデータを計測・取得して分析している</td> <td></td> </tr> <tr> <td>データ分析を活用した営農上のサービスやサポートを利用している</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記のいずれも行っていない</td> <td>451</td> </tr> </table>	気象・市況等のデータを見て農業をしている	451	農作業履歴等のデータをパソコン等で記録している		機器やセンサーを用いて生育状況等のデータを計測・取得して分析している		データ分析を活用した営農上のサービスやサポートを利用している		上記のいずれも行っていない	451	<p>3 効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ（気象情報、市況、生産履歴、生育状況などの情報（紙媒体、電子媒体ともに含みます。））を活用していますか。その際、どのようにデータを活用していますか。該当するものすべてに記入してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>気象・市況等のデータを見て農業をしている</td> <td>451</td> </tr> <tr> <td>農作業履歴等のデータをパソコン等で記録している</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器やセンサーを用いて生育状況等のデータを計測・取得して分析している</td> <td></td> </tr> <tr> <td>データ分析を活用した営農上のサービスやサポートを利用している</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記のいずれも行っていない</td> <td>451</td> </tr> </table> <p>○「気象・市況等のデータを見て農業をしている」とは、新聞、スマートフォン、パソコンなどを用いて気象、市況などのデータを見て、農業経営の参考に活用することをいいます。 ○「農作業履歴等のデータをパソコン等で記録している」とは、スマートフォン、パソコンなどを用いて農作業履歴などのデータを記録（農機や機器からの自動入力も含む。）、農業経営の参考に活用することをいいます。 ○「機器やセンサーを用いて生育状況等のデータを計測・取得して分析している」とは、土壤分析センサー、ドローンなどを用いて土壤環境や生育状況などのデータを計測・取得し、分析していくことをいいます。 ○「データ分析を活用した営農上のサービスやサポートを利用している」とは、①営農データや土壌・生育データなどの収集・分析サービスを利用する事、②可変施肥・農業ビーポイント散布などのデータ分析に基づく営農代行サービスを利用すること、③地盤やJA部会等でデータに基づいた勉強会などに参画すること等をいいます。 ○「データ分析を活用した営農上のサービスやサポートを利用している」とは、①営農データや土壌・生育データなどの収集・分析サービスを利用する事、②可変施肥・農業ビーポイント散布などのデータ分析に基づく営農代行サービスを利用すること、③普及指導員・営農指導員などからデータに基づいた指導（土壤診断に基づく施肥設計など）を受けるなどをいいます。</p>	気象・市況等のデータを見て農業をしている	451	農作業履歴等のデータをパソコン等で記録している		機器やセンサーを用いて生育状況等のデータを計測・取得して分析している		データ分析を活用した営農上のサービスやサポートを利用している		上記のいずれも行っていない	451	○報告者が正確に回答できるようにするために、データの対象範囲を明確にするとともに、選択肢ごとのデータ活用の仕方の違い明確化することが必要																																				
気象・市況等のデータを見て農業をしている	451																																																											
農作業履歴等のデータをパソコン等で記録している																																																												
機器やセンサーを用いて生育状況等のデータを計測・取得して分析している																																																												
データ分析を活用した営農上のサービスやサポートを利用している																																																												
上記のいずれも行っていない	451																																																											
気象・市況等のデータを見て農業をしている	451																																																											
農作業履歴等のデータをパソコン等で記録している																																																												
機器やセンサーを用いて生育状況等のデータを計測・取得して分析している																																																												
データ分析を活用した営農上のサービスやサポートを利用している																																																												
上記のいずれも行っていない	451																																																											
【14】1	17	<p>1 過去1年間の林業作業の受託（立木買いによる素材生産を含む。）による料金収入について、該当するもの1つに必ず記入してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>受託料金收入なし</td> <td>601</td> </tr> <tr> <td>50万円未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50万～100万円未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100万～300万円未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>300万～500万円未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>500万～1,000万円未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,000万～3,000万円未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3,000万～5,000万円未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5,000万～1億円未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td></td> </tr> </table> <p>「1億円以上」の場合は、1億円単位で金額を記入してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>602</td> <td>(億円)</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	受託料金收入なし	601	50万円未満		50万～100万円未満		100万～300万円未満		300万～500万円未満		500万～1,000万円未満		1,000万～3,000万円未満		3,000万～5,000万円未満		5,000万～1億円未満		1億円以上		602	(億円)							<p>1 過去1年間の林業作業の受託（立木買いによる素材生産を含む。）による料金収入について、該当するもの1つに必ず記入してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>受託料金收入なし</td> <td>601</td> </tr> <tr> <td>50万円未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50万～100万円未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100万～300万円未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>300万～500万円未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>500万～1,000万円未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,000万～3,000万円未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3,000万～5,000万円未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5,000万～1億円未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td></td> </tr> </table> <p>「1億円以上」の場合は、1億円単位で金額を記入してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>602</td> <td>(億円)</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>○立木を購入して素材等として販売した場合は、「農村等の売却額」と「立木の購入額」の差額を受託料金收入として記入してください。</p>	受託料金收入なし	601	50万円未満		50万～100万円未満		100万～300万円未満		300万～500万円未満		500万～1,000万円未満		1,000万～3,000万円未満		3,000万～5,000万円未満		5,000万～1億円未満		1億円以上		602	(億円)							○立木を購入して素材等として販売した場合の受託料金収入の考え方について、報告者が正確に回答できるようにするために、注釈が必要
受託料金收入なし	601																																																											
50万円未満																																																												
50万～100万円未満																																																												
100万～300万円未満																																																												
300万～500万円未満																																																												
500万～1,000万円未満																																																												
1,000万～3,000万円未満																																																												
3,000万～5,000万円未満																																																												
5,000万～1億円未満																																																												
1億円以上																																																												
602	(億円)																																																											
受託料金收入なし	601																																																											
50万円未満																																																												
50万～100万円未満																																																												
100万～300万円未満																																																												
300万～500万円未満																																																												
500万～1,000万円未満																																																												
1,000万～3,000万円未満																																																												
3,000万～5,000万円未満																																																												
5,000万～1億円未満																																																												
1億円以上																																																												
602	(億円)																																																											

(注) 項番欄は、本申請に係る調査票案の該当部分を指す。ページ欄は、本申請に係る調査票案の該当ページを指す。